

後期高齢者医療制度を踏まえた歯科医療に対する基本的な考え方
(概 要)

社団法人 日本歯科医師会

1. 本制度における歯科医療の意義

近年の様々な研究により、高齢者に対する歯科医療は、単に義歯などの治療による咀嚼機能の回復に留まらず、口腔全体の機能の回復、誤嚥性肺炎の防止、ADL、QOLの改善などに寄与することがEBMを持って明らかになってきている。

さらに、歯科医療は、高齢者の口腔機能の回復とその維持により、8020達成者を増加させ、社会的行動の積極化、全身の健康の維持増進に貢献し、その結果の一つとして、医療費の適正化に寄与すると考えられる。

また、「食」は人間としての尊厳を守るための大切な営みであり、歯科は最後までこれを支える。「昨日食べたものが美味しかった」と言って逝かれるためにも、看取りの歯科医療（ターミナル・デンティストリー）の確立が必要である。

2. 本制度の実施に向けての歯科医療提供の在り方について

入院中の患者や介護者の口腔内は、急性期の治療をはじめ、その管理が十分に行われず極めて劣悪な状況となる危険性があるだけでなく、口腔機能全体の低下を引き起こす。さらに、栄養摂取の低下によって低栄養状態となり、全身に影響を及ぼすこととなる。これらを防ぐために、外来、入院、居宅（入所）の高齢者に対する歯科の役割は重大で、かつ不可欠のものとする。

後期高齢者に対し、様々な状況下で適切な歯科医療を、継続的かつ効果的に提供していくためには、地域において医師、薬剤師、看護師をはじめとした医療関係者等と連携強化と情報の共有化を図らなくてはならない。地域医療の中で外来、入院、居宅（施設入所）間の引継ぎを円滑に中断無く行うためには、これまで歯科医師がほとんど参画していなかった医療連携の枠組みに組み込まれる必要がある。ことに、誤嚥性肺炎や低栄養等の防止に資する口腔管理は、急性期の入院から回復期・維持期の在宅（施設）に至る療養を通じて必要であることから、その体制整備の在り方について検討すべきである。

そこで、地域における新たな医療提供体制を構築する上で、都道府県の医療計画においては、4疾病をはじめとして、各医療圏域ごとの医療計画や地域連携パスの中に、歯科医療を位置づけることが必要である。

3. 本制度における歯科診療報酬の在り方について

口腔の状態は75歳から急に変化することではないことから、成人期からの制度の連続性が不可欠である。その一方で、歯科医療の受診率は、高齢者になるほど減少している。本制度の目的達成のためには、高齢者への口腔管理の重要性に係る教育的介入が必要であり、さらに、受診率を向上させるために健診等により受診の必要性の理解を深めることが必要である。

その上で、出来高払いの原則を踏まえつつ、以下にあげる項目をはじめとした、後期高齢者の心身の特性に応じた歯科医療の提供を適切に評価する診療報酬体系への見直しが必要である。

- ・在宅をはじめとした歯科訪問診療を推進していくために、訪問歯科診療料に関連する項目の見直しが必要である。

- ・「在宅療養支援歯科診療所（仮称）」の制度上の位置づけとその評価が必要である。

- ・訪問歯科診療推進ならびに連携する医療、介護等との連携を推進するための機能を有し、かかりつけ歯科医機能を支える「地域歯科医療センター（仮称）」の位置づけと、これらの連携体制を評価することが必要である。

- ・摂食嚥下障害等を有する患者に対する「機能改善訓練用義歯（仮称）」とそれを用いて行うリハビリテーション技法について評価することが必要である。

- ・要介護者等の誤嚥性肺炎防止に資する口腔内清掃管理の効果が十分に認められていることから、歯科医師、歯科衛生士の行う後期高齢者の口腔機能の維持管理に対する評価を見直すことが必要である。